

提出内容

受付番号： 195250018091483382
提出日時： 2025年7月17日14時39分

案件番号： 195250018
案件名： 「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン（案）」に関する意見の募集（パブリックコメント）について
所管省庁・部局名等： 環境省大臣官房環境影響評価課（03-3581-3351）
意見・情報受付開始日時： 2025年6月17日14時0分
意見・情報受付締切日時： 2025年7月18日0時0分

郵便番号：
住所：
氏名： 一般社団法人日本鳥学会 風力発電等対応WG 風間健太郎
連絡先電話番号： --
連絡先メールアドレス：

提出意見：
P3およびP19
鳥類の影響としてバードストライクのみが想定されており、障壁効果（移動の阻害等）や生息地放棄等は無視されている。P3やP22に記載があるように、海生哺乳類については工事や稼働にともなう海生哺乳類の「生息状況の変化」が評価対象とされている。鳥類についても障壁効果や生息地放棄を含む「生息状況の変化」が評価されるべきである。

P3
「洋上風力発電事業の影響に関連する項目の長期的・広域的な変動に関する情報や、環境への影響の程度に関する知見が乏しい項目の情報の把握等については、国が調査や研究を検討する。」とある。環境影響評価において長期的・広域的影響（たとえば地域個体群に対する時間的・空間的な累積的影響）の評価は不可欠である。これらの影響を今後国がどのような体制、手法で評価する予定なのか、本ガイドラインの中で明記されることが望ましい。事業者の評価対象でもなく、国による評価体制も確立していないのであれば、長期的・広域的影響の評価は置き去りにされる懸念がある。

P19

提出内容

「日本鳥学会洋上風力発電建設にかかる環境アセスメントガイドライン（https://ornithology.jp/materials/Windfarm/gudeline_v1.pdf）」にもあるように、事業建設により発生する鳥類種や個体群への影響を科学的に予測・評価するためには、事前・事後・対照区影響評価（BACI法（Before and After /Control and Impact））や事前・事後影響傾斜評価（BAG法（Before and After Gradient））を実施する必要がある。これらの実施のためには、建設前と後に同一の調査範囲において同一の手法で鳥類の分布状況を調査し、比較する必要がある。本モニタリングガイドラインでは事後モニタリング手法としてカメラ設置のみが推奨されている（P19）。科学的に適切な評価のためには、事前調査において一般的に用いられる船舶や航空機を用いた調査を事後にも実施すべきである。またその調査範囲も事業地から数kmのバッファを設けて実施されるべきである。

P2

「日本鳥学会洋上風力発電建設にかかる環境アセスメントガイドライン（https://ornithology.jp/materials/Windfarm/gudeline_v1.pdf）」にもあるように、海鳥などの海洋生物は海洋環境の変動に可塑的に応答し、分布、採餌行動、あるいは繁殖活動を柔軟に調節する。そのため、事前調査の結果にもとづく洋上風力発電の影響予測の不確実性は大きい。洋上風力発電の運用に際しては、事前調査にもとづく影響予測の不確実性に対応するため、事後のモニタリングを行い、その結果に応じて順応的に運用することが強く推奨される。本モニタリングガイドラインにおいてはこれらの点が「基本的な考え方」と明記されており（P2）、高く評価できる。